	(令和2年(2020年)6月22日作成)
法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第9条の2第1項
処分の概要	一般廃棄物処理施設の改善命令等
法令の定め	<ul> <li>◎第9条の2</li> <li>第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</li> <li>第1号 第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第8条の2第1項第1号若しくは第8条の3第1項に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。第2号 第8条第1項の許可を受けた者の能力が第8条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。※環境省令記載省略</li> <li>第3号 第8条第1項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</li> <li>第4号 第8条第1項の許可を受けた者が第8条の2第4項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</li> <li>第2項 記載省略</li> </ul>
	<ul> <li>◎第8条</li> <li>第1項 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、 し尿処理施設(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。)及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> <li>※ 政令 記載省略</li> </ul>
	※ 浄化槽法第2条第1号及び第6条の2第1項 記載省略 第2項 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ※ 環境省令 記載省略 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 第2号 一般廃棄物処理施設の設置の場所 第3号 一般廃棄物処理施設の種類 第4号 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 第5号 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般
	廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) 第6号 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 第7号 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 第8号 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画 第9号 その他環境省令で定める事項 ※ 環境省令 記載省略 第3項から第6項まで 記載省略

第1項 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認める

ときでなければ、同項の許可をしてはならない。

第1号 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

※ 環境省令で定める技術上の基準 記載省略

第2号 記載省略

第3号 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画 に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるも のとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

※ 環境省令 記載省略

第4号 記載省略

第2項及び第3項 記載省略

第4項 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

第5項から第7項まで 記載省略

### ◎第8条の3

第1項 第8条第1項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第9条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

※ 環境省令で定める技術上の基準 記載省略

処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号:011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

	(令和2年(2020年)6月22日作成)
法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第9条の2の2
処分の概要	一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し
法令の定め	<ul> <li>◎第9条の2の2</li> <li>第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第8条第1項の許可を取り消さなければならない。</li> <li>第1号 第8条第1項の許可を受けた者が第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至つたとき。</li> <li>第2号 前条第1項第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。</li> <li>第3号 不正の手段により第8条第1項の許可又は第9条第1項の変更の許可を受けたとき。</li> <li>第2項 都道府県知事は、前条第1項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当するとき、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第8条第1項の許可を取り消すことができる。</li> <li>第3項 記載省略</li> <li>◎第8条第1項及び第2項(一般廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)</li> <li>◎第9条</li> </ul>
	第1項 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第4号から第7号までに 掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事 の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更である ときは、この限りでない。 ※環境省令 記載省略 ⑤第9条の2第1項(一般廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)
	<ul> <li>◎第7条</li> <li>第5項 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</li> <li>第1号~第3号 記載省略</li> <li>第4号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</li> <li>イ 心身の故障によりその号無を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものロ破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者ニの法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者ホ第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の6において読みまさままままままままままままままままままままままままままままままままままま</li></ul>
	第1項 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第4号から第7号までに 掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事 の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更である ときは、この限りでない。 ※環境省令 記載省略 ②第9条の2第1項(一般廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照) ③第7条 第5項 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認められると きでなければ、同項の許可をしてはならない。 第1号~第3号 記載省略 第4号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその号無を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政 令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除 く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第2 08条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法 律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から5年を経過しない者 ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第

の取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場

合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

- へ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が 法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイ からチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者の あるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ※ 関係法令等 記載省略

処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号:011-231-4111(24-326) 011-204-5199(ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第9条の2の4第5項
処分の概要	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の取消し
法令の定め	<ul> <li>◎第9条の2の4</li> <li>第1項 第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収(廃棄物であって燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。)の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</li> <li>第1号 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</li> <li>第2号 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</li> <li>第5項 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</li> </ul>
処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	環境生活部環境局循環型社会推進課 電話番号:011-231-4111 (24-326) 産業廃棄物係 011-204-5199 (ダイヤルイン)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第9条の3第3項
処分の概要	一般廃棄物処理施設の設置計画等の変更、廃止
法令の定め	<ul> <li>◎法第9条の3</li> <li>第1項 市町村は、第6条の2第1項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</li> <li>※ 環境省令 記載省略</li> <li>第2項 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。</li> <li>※ 政令 記載省略</li> <li>第3項 都道府県知事は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した目から30日(一般廃棄物の最終処分場については、60日)以内に限り、当該届出を受理した目から30日(一般廃棄物の最終処分場については、60日)以内に限り、当該届出をした市町村に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。</li> <li>第4項 第1項の規定による届出をした市町村は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。</li> <li>第5項~第11項 記載省略</li> <li>⑥法第6条の2</li> <li>第1項 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。(途中省略))しなければならない。</li> <li>⑥法第8条第2項(一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</li> <li>⑥法第8条の2第1項第1号(一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</li> </ul>
処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 (電話番号 011-231-4111 (24-326) 産業廃棄物係 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第9条の3第10項
処分の概要	一般廃棄物処理施設等への改善命令等
法令の定め	<ul> <li>◎第9条の3</li> <li>第10項 都道府県知事は、第1項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第8条の2第1項第1号若しくは第8条の3第1項に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第1項に規定する第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第8項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</li> <li>◎第9条の3第1項(一般廃棄物処理施設の設置計画等の変更、廃止の項を参照)</li> <li>◎第8条の2第1項第1号(一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</li> </ul>
	◎第8条の3 (一般廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)
	<ul><li>◎第8条第2項(一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</li></ul>
	<ul> <li>◎第9条の3</li> <li>第8項 第1項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</li> <li>※ 環境省令 記載省略</li> </ul>
処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第12条の7第5項
処分の概要	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の改善命令等
法令の定め	<ul> <li>◎第12条の7</li> <li>第5項 第1項の認定を受けた者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物についての第18条第1項、第19条第1項、第19条の3(第1号及び第3号を除く。)、第19条の5第1項、第19条の6第1項及び第19条の8の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、当該認定を受けた者を一の事業者とみなす。</li> </ul>
	◎第12条の7第1項(二以上の事業者による産業廃棄物の処理にかかる特例認定の項を参照)
	◎第19条の3(廃棄物処理基準及び保管基準違反に対する改善命令の項を参照)
	◎第19条の5第1項(支障の除去等のための措置命令の項を参照)
	◎第19条の6第1項(支障の除去等のための措置命令の項を参照)
処 分 基 準	上記法令の規定及び「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定不利益処分要綱」による。
処分担当課	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第12条の7第10項
処分の概要	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し
法令の定め	◎第12条の7 第10項 都道府県知事は、第1項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第7項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。
	<ul><li>◎第12条の7第1項(二以上の事業者による産業廃棄物の処理にかかる特例認定の項を参照)</li></ul>
	<ul><li>◎第12条の7第7項</li><li>第1項の認定を受けた者は、第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、共同して、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</li></ul>
	<ul><li>◎第12条の7第9項</li><li>第1項の認定を受けた者は、第7項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、共同して、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</li></ul>
	※ 環境省令 記載省略
処 分 基 準	上記法令の規定及び「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定不利益処分要綱」による。
処分担当課	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第14条の3
処分の概要	産業廃棄物処理業の事業の停止
法令の定め	<ul> <li>◎第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</li> <li>二、その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</li> <li>三 第14条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</li> </ul>
処 分 基 準	上記法令の規定及び「産業廃棄物不利益処分要綱」による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

) -	南京林。 の 加 TB I 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 
根拠条項	第14条の3の2
処分の概要	産業廃棄物処理業の許可の取消し
法令の定め	②第14条の3の2  都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各分のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。  一 第14条第5項第2号イ(第7条第5項第4号ハ若しくは年(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までおしては第32条第1項(第25条から第27条まで初しては第32条第1項(第25条から第27条まで初しては第32条第1項(第25条から第27条まで初し定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同分チに係るものに限る。)又は第14条第5項第2号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第14条第5項第2号のに係るものに限る。)に該当するに至つたとき。  第14条第5項第2号のに係るものに限る。)に該当するに至つたとき。 四 第14条第5項第2号のに係るものに限る。)に係るものに限る。)に係るものに限る。)に該当するに至つたとき。 四 第14条第5項第2号不又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき(前3号に該当する場合を除く。)。 五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 六 不正の手段により第14条第1項の変更の許可を受けたとき。 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業不又は産業廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。  ②第14条第5項  #道育原知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときでなければ、同項の 許可をしてはならない。 二 申請者が次のいずれた該当しないこと。 イ 第7条第5項第4号可の許可の申請が次の各号のいずれたに該当する者の身のにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員)という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。) 「 営業に関し戻を者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又は口のいずれかに該当する者のあるものより間員等がその事業活動を支配する者(第1号は略)  ②第14条の3 産業廃棄物処理業の事業の停止の項参照。
処分基準	上記法令の規定及び「産業廃棄物不利益処分要綱」による。
20 万 基 毕	工品伝取の死足及の「生未廃来初个利益処万安削」による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係

申 請 先	同 上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第14条の6
処分の概要	特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し
法令の定め	◎第14条の6 第14条の3及び第14条の3の2の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第14条の3第2号中「第14条第5項第1号又は第10項第1号」とあるのは「第14条の4第5項第1号又は第10項第1号」と、同条第3号中「第14条第11項(前条第2項」とあるのは「第14条の4第11項(第14条の5第2項」と、第14条の3の2第1項第6号中「第14条第1項若しくは第6項」とあるのは「第14条の4第1項若しくは第6項」と、「第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5第1項」と読み替えるものとする。
	◎第14条第5項第2号 産業廃棄物処理業の許可の取消しの項参照。
	◎第14条の3 産業廃棄物処理業の事業の停止の項参照。
	◎第14条の3の2 産業廃棄物処理業の許可の取消しの項参照。
処分基準	上記法令の規定及び「産業廃棄物不利益処分要綱」による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申 請 先	同 上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

	(有相2年(2020年)6月22日作成)
法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第15条の2の7
処分の概要	産業廃棄物処理施設の改善命令等
法令の定め	<ul> <li>◎第15条の2の7</li> <li>第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設(その処理施設が第15条の2の5の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されている場合における当該一般廃棄物処理施設を含む。以下この条において同じ。)の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</li> <li>第1号 第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第15条の2第1項第1号若しくは第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。</li> <li>第2号 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。</li> <li>第3号 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。第4号 産業廃棄物処理施設の設置者が第15条の2第4項の規定(前条第2項において準用する</li> </ul>
	る場合を含む。)により当該許可に付した条件に違反したとき。  ③第15条 第1項 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 ※ 政令 記載省略 第2項 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ※ 環境省令 記載省略 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名第2号 産業廃棄物処理施設の設置の場所 第3号 産業廃棄物処理施設の種類
	第4号 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 第5号 産業廃棄物処理施設の処理能力 (産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業 廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) 第6号 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 第7号 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 第8号 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画 第9号 その他環境省令で定める事項 ※ 環境省令 記載省略 第3項から第6項まで 記載省略

ときでなければ、同項の許可をしてはならない。

第1号 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合し

ていること。

※ 環境省令で定める技術上の基準 記載省略

第2号 記載省略

第3号 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画 に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足 りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

※ 環境省令 記載省略

第4号 記載省略

第2項~第3項 記載省略

第4項 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

第5項 記載省略

### ◎第15条の2の3

第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第15条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第15条の2の6第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。事項において同じ。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

※ 環境省令で定める技術上の基準 記載省略

### ◎第15条の2の6

第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第15条第2項第4号から第7号までに 掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の 許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるとき は、この限りでない。

※ 環境省令 記載省略

処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 電話番号:011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名 廃棄物の処理及び情報に関する法律(昭和45年法律第137号)		
及分の報要  虚変廃棄物処型施設の設置許可の取消し  ②第15条の3  第1項 都道府県知事は、次の合号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならない。 第1号 産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。 第2号 商条第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 第3号 不正の手数により第15条第1項の許可又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けたとき。 第2項 福道府県知事は、前条第1号、第2号者しくは第4号のいずれかに該当するとき、又は特定産業廃棄物処理施設に係る結第15条の2の4において読み替えて停用する第8条の5第1項の規定による維持管理構立金の積化でをしていないときは、当該企業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の表でことができる。  ③第14条第5項(産業廃棄物処理変の許可の取消しの項を参照)  ③第15条第1項(産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)  ③第15条の2の5第1項(産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)  ④第15条の2の6(産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)  ④第15条の2の6(産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)	法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
送令の定め 第15条の3 第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃業物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならない。 第1号 産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。 第2号 前条第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に造反したとき。 第3号 不正の手段により第15条第1項の許可又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けたとき。 第2項 都道府県知事は、前条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当するとき、又は特定産業廃棄物是規定による港特管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消すとができる。 ②第14条第5項 (産業廃棄物処理業の許可の取消しの項を参照) ②第15条第1項 (産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照) ②第15条の2の5第1項 (産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照) ②第15条の2の6 (産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照) ②第15条の2の6 (産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)	根拠条項	第15条の3
第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならない。 第1号 席業廃棄物処理施設の設置者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至つたとき。 第2号 前条第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 第3号 不正の手段により第15条第1項の許可又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けたとき。 第2項 都道府県知事は、前条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当するとき、又は特定産業廃棄物最終地の改置者が第15条の2の4において読み替えて作用する第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消すことができる。 ②第14条第5項(産業廃棄物処理業の許可の取消しの項を参照) ③第15条の2の5第1項(産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照) ③第15条の2の6(産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照) ②第15条の2の6(産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)	処分の概要	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
処分担当課       各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係         間い合わせ先       環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係       電話番号:011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)	法令の定め	第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならない。 第1号 産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至つたとき。 第2号 前条第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 第3号 不正の手段により第15条第1項の許可又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けたとき。 第2項 都道府県知事は、前条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当するとき、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第15条の2の4において読み替えて準用する第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消すことができる。  ②第14条第5項(産業廃棄物処理業の許可の取消しの項を参照)  ③第15条の2の5第1項(産業廃棄物処理施設の改善命令等の項を参照)
処分担当課       各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係         問い合わせ先       環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係       電話番号:011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)		
問い合わせ先 環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号:011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)	処 分 基 準	上記法令の規定及び「産業廃棄物不利益処分要綱」による。
産業廃棄物係 011-204-5199 (ダイヤルイン)	処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
備 考 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm	問い合わせ先	
	備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第15条の3の3第5項
処分の概要	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の取消し
法令の定め	<ul> <li>◎第15条の3の3</li> <li>第1項 第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</li> <li>第1号 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。第2号 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</li> <li>第5項 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</li> </ul>
処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 電話番号:011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

Γ'	
法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第17条の2第3項
処分の概要	有害使用済機器の保管又は処分の改善命令等
法令の定め	◎第17条の2 第3項 次条第1項、第19条第1項、第3項及び第4項、第19条の3 (第1号及び第3号を除く。)並びに第19条の5第1項 (第2号から第4号までを除く。)及び第2項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。
	◎第19条の3(廃棄物処理基準及び保管基準違反に対する改善命令の項を参照)
	◎第19条の5第1項(支障の除去等のための措置命令の項を参照)
処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第19条の3
処分の概要	廃棄物処理基準及び保管基準違反に対する改善命令
法令の定め	◎第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な 処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運 搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物 収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者 等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、 当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること ができる。 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄 物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃 棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事
	(1号及び3号は略)
処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申 請 先	同 上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

	(令和2年(2020年)6月22日作成)
法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第19条の5及び第19条の6
処分の概要	支障の除去等のための措置命令
法令の定め	②第19条の5  産業廃棄物処理基準又は廃業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準文は特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しない産業廃棄物に係で、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道所県和事(第19条の3第3号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行った者を含む。)である場合にあつては、環境大臣又は準道所県和事、次条及び第19条の8において同し、)は、必要なと定めて、その支障の除去等の措置を講すべきことを命ずることができる。  一当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(第11条第2項又は第3項の規定によりそのでかるによって、その支障の除去等の措置を講すべきことを命ずることができる。 一当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(第11条第2項又は第3項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った者、第12条第5項者しくは第6項、第14条第16項又は第14条の4第16項の規定に違反する表記により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該基準をした者。第12条第5項者に受けまる表記により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該基準をして、電子排入の規定に違反して、管理票を会付とある場合を含む。以下このイにおいて同じ、)の規定に違反して、管理票を会付した者、イ第12条の3第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ、)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、者しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者、第12条の3第4項特別の規定に違反して、管理票の写しを送付した者、第12条の3第4項者は、12条の5第6項の規定に違反して、管理票の写しを送付した者、第12条の3第4項者は、12条の5第9項及は第12条の5第6項の規定に違反して、管理票の写しを送付した者、第12条の3第4項者は、12条の5第6項の規定に違反して、管理票の写しを送付した者、第12条の3第4項者は、12条の5第4項が表に違反して、こに対して、20でに違反して、管理票の写しを送付した者、第12条の3第4項が表に違反して、確切を措置を講じなかった者、第12条の3第4項が表に違反して、確切を措置を講じなからを者、第12条の1第3項とは第4項の規定に違反して、違りな措置を課となった者。第12条の1第3項とは第4項の規定に違反して、確切な措置を課とないた者、第12条の5第3項とは第4項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者、第12条の5第3項とは第4項の規定に違反して、報告で、2条第5項者に対して単係で、現、第12条の5第3項とは第6項、第14条第16項の規定に違反して、当該運搬文は始分を他人に委託していた者(第12条第5項者に対して当該保管、収集、運搬者しくは処分を行った者者しくは前3号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬者とくは処分を他人に委託していた者を除く。)を除る。)  五当該保管、収集、運搬者に対していた者を除く。)  五述は対していために対していたが、20では対しないために対しないれては対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないとないとないために対しないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとな
	2 第19条の4第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

# ◎第19条の6

前条第1項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃

乗物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第15条の4の3第1項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- 二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第12条第7項、第12条の2第7項及び第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。
- 2 第19条の4第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

#### ◎第19条の8

第19条の5第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合に おいて、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないと き。
- 三 第19条の6第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者 等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、 又は講ずる見込みがないとき。
- 四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の5第1項又は第19 条の6第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 2 都道府県知事は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の 全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定める ところにより、当該処分者等に負担させることができる。
- 3 都道府県知事は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置 の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定め るところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。
- 4 都道府県知事は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の6第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
- 5 前3項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を 進用する。
- 6 第1項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、都道府県知事は、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る第15条の2の4において読み替えて準用する第8条の5第6項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わつて取り戻すことができる。

処分基準

上記法令の規定による。

処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第19条の10第2項
処分の概要	事業の廃止等についての措置命令
法令の定め	<ul> <li>●第19条の10</li> <li>第2項 第19条の5の規定は、次の各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第1項中「第19条の3第3号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を含む。)である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第19条の8において同じ。」とあるのは「第15条の4の4第1項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去等の措置」とあるのは「産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準)に従つて当該産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物として、その也必要な措置」と読み替えるものとする。</li> <li>第1号 第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の更新を受けなかつた者当該更新を受けなかつた者当該更新を受けなかつた計の規定による届出をした者当該届出</li> <li>第3号 第14条の3の2第1項(第14条の5第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項の規定による届出をした者当該届出</li> <li>第3号 第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により第14条第1項者しくは第6項又は第14条の4第1項者しくは第6項の計可を取り消された者当該取り消された者当該取り消された者当該定係る事業の全部又は一部を廃止した者当該認定第5号 第15条の4の2第3項において準用する第9条の4の4第3項において準用する第9条の10第7項の規定により第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項又は第15条の4の3第1項又は第15条の4の3第1項又は第15条の4の4第1項右にとは第6項たでし書を吸り消された器定第6号 第14条第1項若しくは運搬又は処分を業として行つた者(第14条第1項ただし書としくは運搬又は処分を業として行つた者(第14条第1項ただし書としくは第6項ただし書として計る者を除く。)当該許可を受けないで業として行つた収集者しくは運搬又は処分</li> <li>②第19条の5(支障の除去等のための措置命令の項を参照)</li> </ul>
処分基準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

	(令和2年(2020年)6月22日作成)
法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第19条の11
処分の概要	土地の形質の変更に関する措置命令
法令の定め	<ul> <li>◎第19条の11</li> <li>第1項 指定区域内において第15条の19第4項に規定する環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。第2項 第19条の4第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</li> </ul>
	<ul><li>◎第19条の4</li><li>第2項 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</li></ul>
	<ul> <li>◎第15条の19</li> <li>第1項 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。</li> <li>第19条の11第1項の規定による命令に基づく第19条の4第1項に規定する支障の除去等の措置として行う行為</li> <li>第2号 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの第3号 指定区域が指定された際既に着手していた行為第4号 非常災害のために必要な応急措置として行う行為第2項 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</li> <li>第3項 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事は、第1項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</li> </ul>
	<ul> <li>◎施行規則第12条の40</li> <li>法第15条の19第4項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。</li> <li>一 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。</li> <li>二 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。</li> <li>三 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。</li> <li>四 令第3条第3号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。</li> <li>五 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。</li> </ul>

六 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴つて生活環境の保全上の支障が 生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであるこ

	と。 七 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。 八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第15条の18第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。 九 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法15条の18第1項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。
処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

_	
法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第21条の2第2項
処分の概要	事故時の措置に係る命令
法令の定め	②第21条の2 第1項 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下この項において「特定処理施設」という。)の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物者しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水者しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。 ※ 政令(記載省略) 第2項 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm
·	

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)
根拠条項	第22条
処分の概要	登録廃棄物再生事業者の登録の取消し
処分の( <b>似</b> 安 法令の定め	<ul> <li>②令第22条</li> <li>都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。</li> <li>一 その事業の用に供する施設その他の事項が法第20条の2第1項の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。</li> <li>二 前2条の規定による届出をしなかつたとき。</li> <li>③法第20条の2第1項 廃棄物再生事業者の登録の項参照。</li> <li>◎規則第16条の2(廃棄物再生事業者の登録基準) 廃棄物再生事業者の登録の項参照。</li> <li>◎令第20条</li> <li>登録を受けた廃棄物再生事業者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、第17条第1項第</li> </ul>
	登録を受けた廃棄物再生事業者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、第17条第1項第 1号から第4号までに掲げる事項に変更があつたときは、30日以内に、登録を受けた都道府県知事 にその旨を届け出なければならない。
	◎令第21条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
処 分 基 準	上記法令の規定及び「廃棄物再生事業者登録事務取扱要領」第3、第15による。(別紙参照)
処分担当課	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5197 (ダイヤルイン)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

### 廃棄物再生事業者登録事務取扱要領 (抜粋)

### 第3 登録基準

要領第2に規定する廃棄物再生事業者の登録基準は、次の各号に定める。

- (1) 規則第16条の2第1号から第3号までに規定する施設を有すること。 ただし、規則第16条の2第2号ホの施設にあっては、次の各号のいずれかに該当する施設とする。
- ア 法第7条第6項、第14条第6項又は第14条の4第6項に基づく廃棄物の処分業の許可(中間処理に限る。)の 許可を有する者であって、その業の用に供する施設であること。
- イ 規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号に基づく指定を受けている者であって、その業の用に供する施設であること。
- (2) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- (3) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

## 第15 登録の取り消し

- 1 知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) 施行令第22条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 要領第3に規定する登録基準に該当しなくなったとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合は、その理由を付して、その旨を当該廃棄物再生事業者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により登録の取消しを受けた廃棄物再生事業者は、細則第17条第5項に基づき、直ちに当該登録証明書を知事に返納しなければならない。